

審査結果概要書

平成 23 年 3 月 1 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	玩具小売店舗におけるヒートポンプの導入等による空調設備の更新
排出削減事業者名	日本トイザラス株式会社
排出削減共同実施事業者名	環境経済株式会社
その他関連事業者名	-
事業実施場所	トイザラス岩槻店 (埼玉県さいたま市岩槻市岩槻区城町 2 - 6 - 28) トイザラス・ベビーザラス柏店 (千葉県柏市松ヶ崎 1 1 8 1 - 1) トイザラス太田店 (群馬県太田市飯塚町 1 9 3 3 - 2) トイザラス八事店 (愛知県名古屋市昭和区山手通 4 - 5) トイザラス前橋店 (群馬県前橋市鳥羽町字中鳥羽 1 6 4 - 1) トイザラス成田店 (千葉県成田市飯仲 9 - 4)
事業の概要	本事業は、売場内の空調機器を高効率の機器に更新することにより、省エネルギー並びに CO2 排出削減を図るものである。
排出削減量の計画	2010 年度： 62tCO2/年 2011-2012 年度： 153tCO2/年 (事業実施機関合計 368tCO2)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 11 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日

排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新
---------	-------------------

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年2月18日、21日、22日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：トイザラス岩槻店 他5ヶ所 (埼玉県さいたま市岩槻市岩槻区城町2-6-28 他5ヶ所)</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(吸収式冷温水機またはガスヒートポンプ)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で13.9年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた値をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 地球温暖化防止を願う気持ちをアピールする「EarthHour2010」に参加(2010.3.27)し、店舗の屋外照明の消灯を実施するなど環境に配慮した店舗作りに積極的に取り組んでいる。新たにオープンする「サイドバイサイドストア」のリニューアルに伴い、植物の亜麻を原料とした環境にやさしい床材を使用してCO2排出量の削減に貢献するほか、店舗外部サインの一部、ベビー休憩室、トイレの照明等にLEDライトを使用することで、消費電力の削減に貢献している。こうした活動の一環として売場内の空調機の一部を高効率の機器に更新し、省エネルギー並びにCO2排出削減を図っている。本制度における削減結果としてのクレジットは、投資した設備の回収に充当する予定であ</p>

	<p>ることを確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存の空調設備よりも高効率の空調設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存の空調設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量のデータを計測できることを関係資料及び関係者により確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

- ・ 既存空調設備の冷媒にはフロン (R-22) が使用されており、いずれの店舗もフロン回収引取証明書によって、正規の回収業者により適切に回収されていることを確認した。

以上